

起業家・企業が知っておくべき

# 試用期間における労働者の地位について

## ～雇用指針から学ぶ雇用管理～

試用期間に関連する法律的な意味、試用期間やその後の労務管理について  
弁護士・社会保険労務士が分かりやすく解説いたします。



参加  
無料

**日時** 平成29年4月21日(金)

13:10～受付開始 13:15～14:55(セミナー)

15:00～15:40(グループ・コンサルティング) 15:40～16:40(個別相談会)

**会場** アシ☆スタ交流サロン AER7階 仙台市青葉区中央1-3-1

**定員** 30名 (起業家、経営者、人事・労務担当者など本テーマに興味のある方、どなたでも参加可能です。)

**お申込み方法** セミナーのお申し込みは電話・FAX・Eメール、HPにて承ります。下記のお問い合わせ先に、  
①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。  
※FAXでお申し込みの際は、下記のFAX申し込み書をご利用ください。

**セミナーⅠ** 13:15～14:00

### 試用期間において生じやすい問題点

試用期間において生じやすい問題点について裁判例を踏まえ解説いたします。

**講師** 鈴木 貴 弁護士

仙台市雇用労働相談センター弁護士(勅使河原協同法律事務所)

**セミナーⅡ** 14:10～14:55

### 試用期間中、期間後の労務管理の留意点

試用期間とその後における労務管理において留意すべき点を労働条件変更の有無の場合によって解説いたします。

**講師** 大江 広満 特定社会保険労務士

仙台市雇用労働相談センター代表相談員(社会保険労務士法人めぐみ事務所)

**グループ・コンサルティング** 15:00～15:40

数名の参加者に1名の弁護士・社労士が入り、テーマについての理解を深めます。

**個別相談会** 15:40～16:40

雇用契約書・就業規則の整合性・適正性、36協定届内容などについて、弁護士・社会保険労務士が無料で相談対応いたします。

**主催** 仙台市雇用労働相談センター

**共催** (公財)仙台市産業振興事業団

**後援** せんだい創業支援ネットワーク (構成団体: 仙台市、仙台市産業振興事業団、仙台商工会議所、日本政策金融公庫、七十七銀行、せんだい男女共同参画財団、仙台市市民活動サポートセンター)

**FAX**でのお申し込みはこちら **022-267-5632** 仙台市雇用労働相談センター宛

貴社名		ご住所	
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	
個別相談会	参加 (相談内容: _____)		不参加

※申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(4月21日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

仙台市雇用労働  
相談センターとは

国家戦略特別区域法に基づき設置され、労働問題に精通した弁護士・社会保険労務士が  
公正中立の立場で個別労働紛争の防止のための相談対応やセミナーを実施しております。